

# 令和8年度豊栄中央住宅団地専用水道及び大仙地区飲料水供給施設 水質検査業務仕様書

## 第1 基本事項

### 1 業務目的

東広島市が所管する飲料水供給施設の水質検査を適正に行い、水質検査結果を迅速に伝達し、安全で衛生的な水道供給を行うための水質管理に反映させることを目的とする。

### 2 履行場所

- (1) 豊栄中央住宅団地専用水道 清武貯水槽ほか  
ア 清武貯水槽（東広島市豊栄町清武1-23）  
イ 豊栄中央住宅団地専用水道施設、鍛冶屋貯水槽（東広島市豊栄町鍛冶屋469）
- (2) 大仙地区飲料水供給施設（東広島市河内町入野2139-33）

### 3 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 4 業務実施責任者

受注者は、契約締結後、次の事項に留意して委託業務実施責任者を定め、発注者に届けるものとする。

- (1) 業務実施責任者は、本業務全般にわたり技術的な管理を行い、業務に関する一切の事務を処理するものとする。
- (2) 業務実施責任者は、受注者との間で直接的雇用関係にある者とし、雇用関係が確認できる書類（社員証、雇用証明書等）の写しを提出すること。

### 5 守秘義務

業務で知り得た情報を第三者へ漏らしてはならない。

### 6 再委託の禁止

本業務を再委託してはならない。

## 第2 定期の水質検査

### 1 業務内容等

#### (1) 水質検査

水質検査項目及び検査頻度は次のとおり実施する。

ア 豊栄中央住宅団地専用水道・・・表1及び表2

イ 大仙地区飲料水供給施設・・・表3及び表4

#### (2) 試料採取日程

各月の試料採取日については、発注者と受注者が協議して決定することとする。また、試料採取当日に実施した記録は、発注者の要請に応じて書面で提出することとする。

### 2 試料の採取及び水質検査に関する事項

本業務において、試料の採取及び水質検査に関する作業は、受注者が厚生労働省の承認を受けた業務規程に基づき、「水質検査標準作業書」、「水質検査試料取扱標準作業書」などに従って検査員が実施することとする。また、発注者から指示があった場合は現場写真撮影を行うこと。

### 3 試料の容器

試料採取用の容器は、採水地点ごとに受注者が準備するものとする。容器の洗浄は、受注者の責任において十分に行う。試料採取用の容器とは、蓋付ガラス容器、ポリエチレン容器等で、特に規定のある場合は、当該検査項目専用の試料容器を用いることとする。

#### 4 試料の採取保存、運搬及び試験期間

- (1) 試料の採取は、受注者が厚生労働省の承認を受けた「水質検査試料取扱標準作業書」に基づき、登録された「検査員」が実施するものとする。
- (2) 採取した試料保存用の試薬は、受注者が準備して、現場で保存作業を行うものとする。
- (3) 試料の採取後は、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）に規定された時間内に分析を開始するものとする。
- (4) 試料の運搬は、「水質検査試料取扱標準作業書」に従って実施するものとする。  
試料を運搬する用具は、受注者が準備し、破損防止の措置を施して運搬するものとする。
- (5) 試料の保管については、「水質検査試料取扱標準作業書」の各検査項目に定めた方法で保存のための処理を行い、必ず検査着手時間内に検査を開始するものとする。  
保存期間内に分析を行うこと。保存期間は各検査方法に規定された期間を厳守することとする。

#### 5 検査方法

検査方法は、水質基準項目については、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示第261号）、残留塩素については、水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法（平成15年厚生労働省告示第318号）、水温については「上水試験方法」（最新版）により行う。

また、水道水に供される水、水源の水及び飲用に供する井戸水以外の試料と前処理を含む試料の同時分析を行わないものとする。

#### 6 検査結果の報告

##### (1) 報告期限

検査成績書は試料を採取した日から14日以内にA4版で1部提出することとする。

また、浄水及び原水の地点毎で、項目別、月別の濃度一覧を記載した帳票を作成し、毎月電子データ（エクセル等）で提出すること。

##### (2) 記載要領

ア 検査成績書への表示は、有効数字2桁で記入することとする。

イ 定量下限値未満のものは、「〇〇mg/l 未満」等と表示することとする。

ウ 一般細菌等の定性試験で検出されないものは、「不検出」又は「陰性」と表示することとする。

エ 臭気、味については、文言で記入することとする。

オ 濃度単位は、水質基準等の単位によることとする。

##### (3) その他の資料

発注者から要請があった場合、検査結果以外にも、分析日時及び分析を実施した検査員を示した資料、分析条件、検量線（相関係数も含む）、クロマトグラム、濃度計算書を添付する。

##### (4) 速報時間内報告

次項目については発注者から指示があれば速報時間内に報告すること。

- ・大腸菌・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26時間以内

- ・一般細菌・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26時間以内
- ・嫌気性芽胞菌・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26時間以内
- ・水質基準全項目（51項目）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・72時間以内
- ・PFOS及びPFOA（令和8年4月1日から水質基準項目、以下同じ）・・・・72時間以内

## 7 異常値の報告義務

受注者は、水質検査において次に掲げる場合は、速やかに発注者へ報告することとする。

- (1) 浄水が水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に規定する水質基準値（水質基準項目）を超過して検出した場合
- (2) 原水で異常と思われる値が検出した場合（対象は受託項目）
- (3) 水質管理上の問題が考えられる値が検出した場合（対象は受託項目）
- (4) 発注者からの指示による場合

## 8 再検査

発注者は、水質検査結果が水質基準を超えた場合、又は水質検査結果等に疑義が生じた場合は、再検査を指示することができるものとする。その際の採水費用及び水質検査費用（水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の上覧1から51項目までに掲げる項目及びPFOS及びPFOA）については、双方協議の上決定するものとし、必要があると認めるときは変更契約の締結を行うものとする。

## 第3 臨時の水質検査

### 1 緊急時対応

水道水質事故及び水道施設に異常が発生したとき並びに水道法(昭和32年法律第177号)第18条に基づく水質検査請求があった場合に、臨時の採水又は水質検査を行うものである。検査項目は本業務の検査項目のうち、発注者が指示した項目、又は受注者と協議して選定したものとするが、本業務の検査項目以外の検査については双方協議の上実施する。

#### (1) 業務の指示

臨時の採水又は水質検査が必要になったときは、発注者が文書により受注者へ業務の内容等を指示するものとする。ただし、電話その他の方法によることもできることとする。

#### (2) 受注者の責務

ア 受注者は、発注者が臨時の試料採取又は水質検査を指示したときは、平日、休日、深夜を問わず指示された場所へ集合するものとする。到着時間については、その都度協議するものとする。

イ 調査項目は当日、水質事故その他の発生状況により項目を選定するため、対応できる試料採取容器及び試料採取用具を準備することとする。

ウ 受注者は、緊急連絡に随時応じられるように体制整備をしておくこととする。

#### (3) 業務の内容

ア 受注者は、水質事故等の原因究明のために試料採取を実施するときは、発注者の指示する調査項目のほか、現地の状況等により受注者が必要と判断した調査事項についても、発注者と協議の上で行うものとする。

イ 受注者は、臨時に採取した試料を速やかに分析して、結果報告を行うものとする。

ウ 受注者は、発注者の要請があるときは、検査結果から考えられる原因及び対策等を提案することとする。

#### (4) 費用の精算

臨時の水質検査に係る費用は、発注者と協議し決定するものとし、必要があると認めるときは変更契約の締結を行うものとする。

## 2 情報の提供

受注者は、化学物質情報等を平素から収集し、その把握している情報を発注者に適宜提供することとする。

## 第4 検査結果の信頼性確保

### 1 受注者の水質検査施設立ち入り

契約後は、発注者により受注者の立ち入りを、必要に応じ実施することとする。

ア 発注者が受注者の所在地において、厚生労働省の承認を受けた業務規程を遵守していることを確認することとする。

イ 発注者が水質検査に関する記録等について検査又は質問を行う場合には、受注者はこれに応じることとする。

ウ 発注者が受注者の有する水質検査施設（検査室、検査機器等）を視察することとする。

## 第5 その他

(1) 業務の委託期間中に、法令等の改正により検査項目の追加がある場合は、受注者と発注者が協議してその対応を決定することとする。

(2) 受注者は、検査結果に異常があると思われる場合は、速やかに再検査を行うこととする。

(3) 受注者は、臨時の水質検査が発生する場合がありますので、発注者の指示に適切に対応することとする。その際、報告期限等の条件については別途協議又は指示する場合があります。

(4) 受注者は、給水栓水などの水質に異常が発生した場合において、水道技術管理者や水質管理全般に知識を有する専門性の高い職員が、問題解決策を提案することとする。

(5) この仕様書に定めのない事項、又はこの仕様書について疑義が生じた場合は、発注者と受注者にて協議することとする。

### (6) 契約後の提出書類

受注者は、契約後に発注者に次の書類を提出すること。

#### ア 水質検査結果に対する信頼性保証が担保できる書類

次の外部精度管理において、良好な評価が得られていることを証明できることとする。

①過去3か年の厚生労働省による外部精度管理参加実績

②過去3か年の内部精度管理実績

#### イ 試料の運搬方法及び経路に関する書類

採水日程、運搬方法、運搬ルート（採水ルートを含む。）が確認できること。

#### ウ 緊急連絡体制表

業務に係る業務実施責任者、副責任者及び各作業班等（現地調査班、分析検査班、連絡調整班等）に属する者の氏名を記載するとともに、各作業班長以上は夜間・休日等の連絡先も付記することとする。

(7) 発注者は、受注者に対して、原水及び浄水の検査方法の妥当性評価に関する書類として、「水道水質検査方法の妥当性評価ガイドラインについて」（平成24年健水発0906第1号）における妥当性評価を実施したことを証明できる次の書類を求めることがある。

① 標準検査法については、使用する機器・設備、検査体制等が十分な精度を確保できる

ことについて検証したことを証明できる書類

- ② 標準検査法が定められていない水質項目については、「水道水質検査方法の妥当性評価ガイドライン」により妥当性が評価された検査方法による検査結果であることを証明できる書類

#### 第6 委託料の支払い

- (1) 本業務は、部分払金を次のとおり請求できるものとする。

履行区分	支払金額	支払種別
上半期（4～9月） 履行分	左記履行区分に実施し報告があった履行分の委託料として発注者が協議し受注者が承諾した額	部分払（部分引渡し）
下半期（10～3月） 履行分	残額	完了払

- (2) 部分払金を請求しようとするときは、当該履行区分の履行報告を行っていないなければならない。

#### 問い合わせ先（発注担当課）

東広島市生活環境部 生活衛生課 生活衛生係  
電 話（082）－422－1048（直通）  
ファックス（082）－421－5601

表1 検査頻度【水質基準項目】豊栄中央住宅団地専用水道

番号	定期検査項目	実施頻度			備考
		清武原水	鍛冶屋原水	浄水	
基01	一般細菌	1	1	12	細菌
基02	大腸菌	1	1	12	
基03	カドミウム及びその化合物	1	1	1	
基04	水銀及びその化合物	1	1	1	無機物/重金属
基05	セレン及びその化合物	1	1	1	
基06	鉛及びその化合物	1	1	1	
基07	ヒ素及びその化合物	1	1	1	
基08	六価クロム化合物	1	1	1	
基09	亜硝酸態窒素	1	1	1	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	1	1	4	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1	1	1	
基12	フッ素及びその化合物	4	4	4	
基13	砒素及びその化合物	1	1	1	
基14	四塩化炭素	1	1	1	
基15	1,4-ジクロロベンゼン	1	1	1	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン・トランス-1,2-ジクロロエチレン	1	1	1	
基17	ジクロロメタン	1	1	1	
基18	テトラクロロエチレン	1	1	1	
基19	トリクロロエチレン	1	1	1	
基20	PFOS 及び PFOA	1	1	2	有機フッ素化合物
基21	ベンゼン	1	1	1	一般有機物
基22	塩素酸	0	0	4	消毒副生成物
基23	クロロ酢酸	0	0	4	
基24	クロロホルム	0	0	4	
基25	ジクロロ酢酸	0	0	4	
基26	ジブロモクロロメタン	0	0	4	
基27	臭素酸	0	0	4	
基28	総トリハロメタン	0	0	4	
基29	トリクロロ酢酸	0	0	4	
基30	ブロモジクロロメタン	0	0	4	
基31	ブロモホルム	0	0	4	
基32	ホルムアルデヒド	0	0	4	
基33	亜鉛及びその化合物	1	1	1	着色
基34	アルミニウム及びその化合物	1	1	1	
基35	鉄及びその化合物	1	1	1	
基36	銅及びその化合物	1	1	1	
基37	ナトリウム及びその化合物	1	1	1	味
基38	マンガン及びその化合物	1	1	1	着色
基39	塩化物イオン	12	12	12	味
基40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	1	1	1	
基41	蒸発残留物	1	1	1	
基42	陰イオン界面活性剤	1	1	1	発泡
基43	ジエオキシシン	1	1	1	カビ臭
基44	2-メチルイソボルネオール	1	1	1	
基45	非イオン界面活性剤	1	1	1	発泡
基46	フェノール類	1	1	1	臭気
基47	有機物（全有機炭素の量）	12	12	12	味
基48	pH 値	12	12	12	基礎的性状
基49	味	0	0	12	
基50	臭気	12	12	12	
基51	色度	12	12	12	
基52	濁度	12	12	12	

**表2 検査頻度【水質目標管理設定項目】豊栄中央住宅団地専用水道**

番号	定期検査項目	実施頻度			備考
		清武原水	鍛冶屋原水	浄水	
目 01	アンチモン及びその化合物	1	1	1	無機物/重金属
目 02	ウラン及びその化合物	4	4	4	
目 03	ニッケル及びその化合物	1	1	1	
目 05	1,2-ジクロロエタン	1	1	1	一般有機物
目 08	トルエン	1	1	1	
目 09	フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)	1	1	1	
目 13	ジクロロアセトニトリル	0	0	1	消毒副生成物
目 14	抱水クロラール	0	0	1	
目 16	残留塩素	0	0	12	臭気
目 19	遊離炭酸	4	4	4	味
目 20	1,1,1-トリクロロエタン	1	1	1	臭気
目 21	メチル-t-ブチルエーテル (MTBE)	1	1	1	一般有機物
目 23	臭気強度 (TON)	1	1	1	臭気
目 27	腐食性 (ランゲリア指数)	4	4	4	腐食
目 28	従属栄養細菌	1	1	1	細菌
目 29	1,1-ジクロロエチレン	1	1	1	一般有機物
クリプトスポリジウム指標菌 (嫌気性芽胞菌)		1	1	0	

表3 検査頻度【水質基準項目】大仙地区飲料水供給施設

番号	定期検査項目	実施頻度		備考
		原水	浄水	
基01	一般細菌	1	12	細菌
基02	大腸菌	1	12	
基03	カドミウム及びその化合物	1	1	無機物/重金属
基04	水銀及びその化合物	1	1	
基05	セレン及びその化合物	1	1	
基06	鉛及びその化合物	1	1	
基07	ヒ素及びその化合物	4	4	
基08	六価クロム化合物	1	1	
基09	亜硝酸態窒素	1	1	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	1	4	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1	1	
基12	フッ素及びその化合物	4	4	
基13	砒素及びその化合物	1	1	
基14	四塩化炭素	1	1	一般有機物
基15	1,4-ジニトロベンゼン	1	1	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン・トランス1,2-ジクロロエチレン	1	1	
基17	ジクロロメタン	1	1	
基18	テトラクロロエチレン	1	1	
基19	トリクロロエチレン	1	1	
基20	PFOS 及び PFOA	1	2	有機フッ素化合物
基21	ベンゼン	1	1	一般有機物
基22	塩素酸	0	4	消毒副生成物
基23	クロロ酢酸	0	4	
基24	クロロホルム	0	4	
基25	ジクロロ酢酸	0	4	
基26	ジブromクロロメタン	0	4	
基27	臭素酸	0	4	
基28	総トリハロメタン	0	4	
基29	トリクロロ酢酸	0	4	
基30	ブromジクロロメタン	0	4	
基31	ブromホルム	0	4	
基32	ホルムアルデヒド	0	4	
基33	亜鉛及びその化合物	1	1	着色
基34	アルミニウム及びその化合物	1	1	
基35	鉄及びその化合物	1	1	
基36	銅及びその化合物	1	1	
基37	ナトリウム及びその化合物	1	1	味
基38	マンガン及びその化合物	1	1	着色
基39	塩化物イオン	12	12	味
基40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	1	1	
基41	蒸発残留物	4	4	
基42	陰イオン界面活性剤	1	1	発泡
基43	ジエオキシ	1	1	カビ臭
基44	2-メチルイソボルネオール	1	1	
基45	非イオン界面活性剤	1	1	発泡
基46	フェノール類	1	4	臭気
基47	有機物（全有機炭素の量）	12	12	味
基48	pH 値	12	12	基礎的性状
基49	味	0	12	
基50	臭気	12	12	
基51	色度	12	12	
基52	濁度	12	12	

表 4 検査頻度【水質管理目標設定項目等】大仙地区飲料水供給施設

番号	定期検査項目	実施頻度		備考
		原水	浄水	
目 01	アンチモン及びその化合物	1	1	無機物/重金属
目 02	ウラン及びその化合物	4	4	
目 03	ニッケル及びその化合物	1	1	
目 05	1,2-ジクロロエタン	1	1	一般有機物
目 08	トルエン	1	1	
目 09	フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)	1	1	
目 13	ジクロロアセトニトリル	0	1	消毒副生成物
目 14	抱水クロラール	0	1	
目 16	残留塩素	0	12	臭気
目 19	遊離炭酸	1	1	味
目 20	1,1,1-トリクロロエタン	1	1	臭気
目 21	メチル-tert-ブチルエーテル (MTBE)	1	1	一般有機物
目 23	臭気強度 (TON)	1	1	臭気
目 27	腐食性 (ランゲリア指数)	4	4	腐食
目 28	従属栄養細菌	4	4	細菌
目 29	1,1-ジクロロエチレン	1	1	一般有機物
	クリプトスポリジウム指標菌 (嫌気性芽胞菌)	1	0	